【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成28年10月3日

【発行者名】 東京海上アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 大庭 雅志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 尾崎 正幸

【電話番号】 03-3212-8421

【届出の対象とした募集(売出)内国投 東京海上・グローバルヘルスケアREITオープン(為替ヘッジあり)(年1

資信託受益証券に係るファンドの名 回決算型)

称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投 当初自己設定 100万円 資信託受益証券の金額】 継続申込期間 上限 1兆円

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上・グローバルヘルスケアREITオープン(為替ヘッジあり)(年1回決算型) (以下「当ファンド」ということがあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

当初自己設定:100万円とします。 継続申込期間:1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

当初自己設定:1口当たり1円

継続申込期間:取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先(以下「委託会社サービスデスク」といいます。)

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0 1 2 0 - 7 1 2 - 0 1 6 (土日祝日・年末年始を除く9時~17時)

(5)【申込手数料】

発行価格に3.24%(税抜3%)の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が含まれます。

分配金再投資コース(下記「(6)申込単位」をご参照ください。)の収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(6)【申込単位】

申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

1 ~ 151A 10 10 1 1 1 1 1 1 1 1	世帯の文章のは、大手の上に次の二、大道のよう。	
分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。	
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースで す。	

販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。また、販売会社により取扱うコースが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。(販売会社との間で定時定額購入サービスに関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込単位によるものとします。)

分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、上記にかかわらず1口単位で取得することができます。

(7)【申込期間】

当初自己設定:平成28年10月19日

継続申込期間:平成28年10月19日から平成30年1月18日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、継続申込期間においてお申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、取得のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

継続申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9)【払込期日】

当初自己設定

委託会社は、当初自己設定にかかる発行価額の総額を信託設定日(平成28年10月19日)に、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)の指定する当ファンドの口座に払込みます。

継続申込期間

取得申込者は、申込金(発行価格に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加算した申込時の支払総額をいいます。)を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する 口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込の方法

- a.受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受け付けます。ただし、継続申込期間においてお申込み日が上記「(7)申込期間」に記載の申込不可日のいずれかに該当する場合には、取得のお申込みの受付を行いません。
- b.取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとします。ただし、当ファンドは上記「(9)払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はその時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付けません。
- c.取得申込の受付は、原則として午後3時までの受付分を当日分とし、この受付時間を過ぎてからの申込分は翌営業日の受付分とします。
- d.上記にかかわらず、取引所()における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
 - ()金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロ に規定する外国金融商品市場をいいます(以下、本書において同じ。)。
- e.取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込を行うものとします。(ただし、既に取引口座をお持ちの場合を除きます。)
- f.分配金再投資コースの場合には、申込の際、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく(累積) 投資に関する契約を締結する必要があります。

上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約等が用いられることがあります。この場合、当該別の名称に読替えるものとします(以下同じ。)。

- g.定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する 取り決めを行います。
- h.販売会社によっては、他のファンドとの間で乗換え(「スイッチング」といいます。)が可能な場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

日本以外の地域における発行

該当ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として「東京海上・グローバルヘルスケアREITマザーファンド」(以下「マザーファンド」 ということがあります。)受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 内外 / 不動産投信に属します。 当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

	可加力無权	
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

	+0 2夕 +4 42 2夕 👉	计管路序	+0 2夕 -1 - 4 - 1 1 - 4	∔□ 3欠 πノ 台ピ	₩ ±±
- 1	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	Ⅰ 為替ヘッシ

				<u>証券届出書(内国投資</u>
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一公債 その他債券 クレジット属性 (年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ファ ンズ 	なし
(投資信託証券(不動産 投信))		中近東(中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて 投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

	同印力無切定我			
単位型・	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、そ		
追加型		┃の後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。 ┃		
	追加型投信	┃一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行┃		
		われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいい		
		ます。		
投資対象	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による		
地域		主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の		
		記載があるものをいいます。		
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による		
		主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の		
		記載があるものをいいます。		
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外		
		の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載が		
		あるものをいいます。		
投資対象	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による		
資産		主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載が		
		あるものをいいます。		
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による		
		主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載が		
		あるものをいいます。		
	不動産投信(リート)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による		
		主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券お		
		よび不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載が		
		あるものをいいます。		
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による		
		主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信		
		以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいま		
		す。		

資産複合 目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 MMF(マネー・マネージ 大ント・ファンド) 一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。 一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。 正定められるMRFをいいます。 上下 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託がびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 インデックス型 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 特殊型 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して	_		
収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 独立区分		資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不
対応			動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資
独立区分			収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいま
メント・ファンド			す。
MRF(マネー・リザー 一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する ブ・ファンド) 規則」に定められるMRFをいいます。 ETF 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 補足分類 インデックス型 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。	独立区分	MMF(マネー・マネージ	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する
ブ・ファンド) 規則」に定められるMRFをいいます。 ETF 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 補足分類 インデックス型 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。		メント・ファンド)	規則」に定められるMMFをいいます。
ETF 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。		MRF(マネー・リザー	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する
令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託 並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。		ブ・ファンド)	規則」に定められるMRFをいいます。
並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4 の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 補足分類 インデックス型 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動 する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。		ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政
の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 補足分類 インデックス型 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動 する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。			令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託
補足分類 インデックス型 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動 する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。			並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4
する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。			の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
	補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動
特殊型 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して			する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
		特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して
注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みある			注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みある
いは運用手法の記載があるものをいいます。			いは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成 しております。

属性区分の定義

			属性区分の定義
投資対象	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのもの
資産			をいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株
			に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型
			株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全て
			のものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各
			国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機
			関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として
			投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行す
			る社債に主として投資する旨の記載があるものをいいま
			す。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債
			以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをい
			います。
		格付等クレ	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発
		ジットによる	行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確
		属性	な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に
			加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信	-	目論見書または投資信託約款において、主として不動産
			投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、
			債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるも
			のをいいます。
	資産複合	資産配分	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資
		固定型	対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載が
			あるものをいいます。
		資産配分	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資
		変更型	対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨
			の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がない
			ものをいいます。
決算頻度	年1回		目論見書または投資信託約款において、年1回決算する
			旨の記載があるものをいいます。
	年2回		目論見書または投資信託約款において、年2回決算する
			旨の記載があるものをいいます。
•			

自の記載があるものをいいます。			有価証券届出書(内国投資)
## 1998年 日論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいます。 日 日本		年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する
### ### #############################		年6回(隔月)	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する
日々 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 その他 上記属性にあてはまらない全でのものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 日本 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が出本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。		年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)
その他 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。 日論見書または投資信託的款において、組入資産による 投資収益が出来の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 日本 目論見書または投資信託的款において、組入資産による 投資収益が出来の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 北米 目論見書または投資信託的款において、組入資産による 投資収益が出来地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの をいいます。 欧州 目論見書または投資信託的款において、組入資産による 投資収益が出来地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アジア 目論見書または投資信託的款において、組入資産による 投資収益が出本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 オセアニア 目論見書または投資信託的款において、組入資産による 投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中南米 目論見書または投資信託的款において、組入資産による 投資収益がアセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 目論見書または投資信託的款において、組入資産による 投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 目論見書または投資信託的款において、組入資産による 投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 目論見書または投資信託的款において、組入資産による 投資収益がエフ・ジング地域(新興成長国(地域))の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 日論見書または投資信託的款において、親投資信託・ ファンド・オブ・ファンズ をいいます。 の設置がよりで表して投資するものをいします。 一般社団より投資信託的款において、親投資信託・ でファンド・オブ・ファンズ・をいいます。 日論見書または投資信託的款において、為替のヘッジを行うない目の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う 自の記載がないものをいいます。 なし 日経225 目論見書または投資信託的款において、日経225に連 動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 ファンアン コー論見書または投資信託的款において、日経225に連 動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 「ローの記載があるものまたは発育のいっジを行う旨の記載があるものまたは決す信託的款において、日経225に連 動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 「ローの記載である。日本にはます。 「ローの記載である。日本には投資信託的款において、日経225に連 動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 「ローの記載である。日本にはます。 「ローの記載である。日本にはよりないは、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本に		日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨
担域		その他	
投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 取州		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
接資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 欧州 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アジア 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 オセアニア 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中南米 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズをいいます。 おり 日論見書または投資信託協会の「投資信託の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。 おり 日論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行う目の記載がないものをいいます。 なし 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 おり 日論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 なし 目論見書または投資信託約款において、日経225に連載する連用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。		日本	投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
欧州		北米	投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある
アジア		区欠州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載がある
投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。		アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨
接資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 投資形態 ファミリーファンド 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものをいいます。 一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。 あり 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 なし 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行うの記載がないものをいいます。 日経225 目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 TOPIX 目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。		オセアニア	投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載
投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。 あり 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 なし 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。 TOPIX 目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。		中南米	投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があ
投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 投資形態 ファミリーファンド 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズ る規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。 あり 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 なし 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 対象イン デックス 日経225 目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 TOPIX 目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。		アフリカ	投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載が
投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 投資形態 ファミリーファンド 目論見書または投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。 あり 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 なし 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う方面の記載がないものをいいます。 日経225 対象イン デックス 日経225 目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。		中近東(中東)	投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があ
(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズ 一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。 為替		エマージング	投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の
ファンド・オブ・ファンズ	投資形態	ファミリーファンド	(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除
為替 ヘッジ 日論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 はし 日論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 日論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 TOPIX 日論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。			る規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズ
行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う 旨の記載がないものをいいます。 対象イン		あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があ
デックス 動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 TOPIX 目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。			行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う 旨の記載がないものをいいます。
動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。		日経 2 2 5	動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいま
その他 上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。		TOPIX	動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいま
		その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。

特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは 運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1兆円となっています。ただし、受託会社と 合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色



世界(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。) されているヘルスケア関連の不動産投資信託証券(以下、「ヘルスケアREIT」といい ます。)を実質的な主要投資対象とします。

当ファンドにおけるヘルスケアREITとは、以下のようなものをいいます。

- ●主として高齢者向け施設、医療用ビル、病院、看護施設およびライフサイエンス*等のヘルスケア 関連施設に投資するREIT
- ●ヘルスケア関連施設への投資割合が高いまたは今後のヘルスケア関連の成長を享受することが 期待できると判断するREIT
- ※ライフサイエンスとは、主に基礎研究を行うパイオテクノロジー企業等向けの施設

運用にあたっては、流動性、配当利回り、配当の安定性・成長性等を勘案して投資対象候補銘柄の 選定を行います。

バリュエーション面、ファンダメンタルズ面、ヘルスケア関連の業界動向や各国の政策動向等を勘案 してポートフォリオの構築を行います。



ヘルスケアREITの実質的な運用は、BNYメロン・グループのザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー(ボストン・カンパニー)が行います。

●個別銘柄選択、国別投資配分の決定および海外市場に上場している銘柄の発注はボストン・カンパニーが行い、国内市場に上場している銘柄の発注は東京海上アセットマネジメントが行います。

ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー

THE BOSTON COMPANY

所 在 地:米国マサチューセッツ州ボストン市

資本金:1,664百万米ドル運用資産:36,500百万米ドル

ASSET MANAGEMENT, LLC

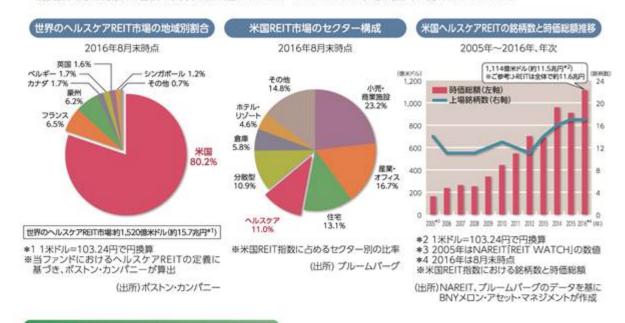
- ●米国で最も歴史ある金融機関のひとつである「Boston Safe Deposit & Trust Company」により 1970年に米国ボストンにて機関投資家向け投資戦略の運用会社として設立されました。
- ●BNYメロン・グループ傘下の運用会社です。
- ●長い歴史と豊富な運用経験を有するアクティブ運用のスペシャリストです。

(2016年6月末現在)

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ヘルスケアREIT市場の概要

- ●世界のヘルスケアREIT市場の規模は約1,520億米ドル(約15.7兆円)となっており、そのうち約8割を米国の銘柄が占めています。
- ●米国でみると、米国ヘルスケアREIT市場は、米国REIT市場の約10%を占めています。
- ●米国ヘルスケアREIT市場は、J-REIT市場とほぼ同等の規模にまで成長しました。今後も高齢化やヘルスケア施設に対する需要拡大等を背景に、合併や買収を繰り返しながら、ヘルスケアREIT市場は拡大が続くとみています。



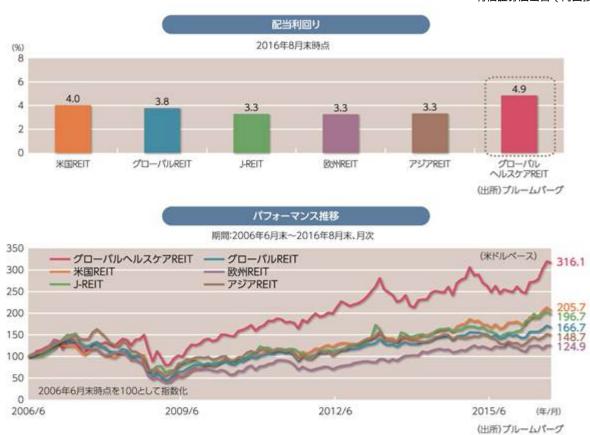
ヘルスケアREITの魅力

ヘルスケア市場の成長性

今後本格化する米国ベビー・ブーマー世代*1の高齢化等、先進国の高齢化の進展を背景に、医療や介護等のヘルスケア関連 市場の成長が続くとみています。



- *1 米国ベビー・ブーマー世代とは、1946~64年生まれの世代 *2 2000年、2010年は推定値、2020年以降は予測値
- ※上記は、過去の実績および将来の予想であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。



- ※上記は、当ファンドの実績ではありません。
- ※上記は、過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

本書で使用した指数は、以下の通りです。なお、いずれも当ファンドのベンチマークではありません。

資産名	指数名
グローバルヘルスケアREIT	FTSE EPRA/NAREIT Developed Healthcare Index TR
グローバルREIT	FTSE EPRA/NAREIT Developed Total Return Index
米国REIT	FTSE NAREIT All Equity REITS Total Return Index
欧州REIT	FTSE EPRA/NAREIT Developed Europe Index TR
アジアREIT	FTSE EPRA/NAREIT Developed Asia Index TR
J-REIT	東証REIT指数(配当込み)

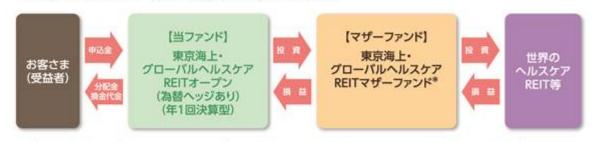
- ※東証REIT指数(配当込み)を除き、指数は米ドルベースです。
- 本書に記載した、FTSE EPRA/NAREITのそれぞれの指数、FTSE NAREITの指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は FTSEに帰属します。
- ●東証REIT指数(配当込み)は、東証に上場しているREIT全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数で、基準日(=2003年3月31日)の 時価総額を1,000として算出され、東証に上場しているREIT全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と分配金の受け 取りを合わせた投資成果)を表します。なお、東証REIT指数は東証の知的財産であり、東証REIT指数の算出、数値の公表、利用等東証REIT 指数に関する権利は東証が所有しております。



外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を 図ります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。



- *「東京海上・グローバルヘルスケアREITマザーファンド」において、世界のヘルスケアREIT等の運用の指図に関する権限を ポストン・カンパニーに委託します。
- ※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド(親投資信託)に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

株式への直接投資は行いません。

外 賃 建 資 産 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。



年1回決算を行います。

- ●毎年10月18日(休業日の場合には翌営業日)に決算を行い、分配方針に基づいて収益分配を行います。
 - ※分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。
 - ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
 - ※下図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。 実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。



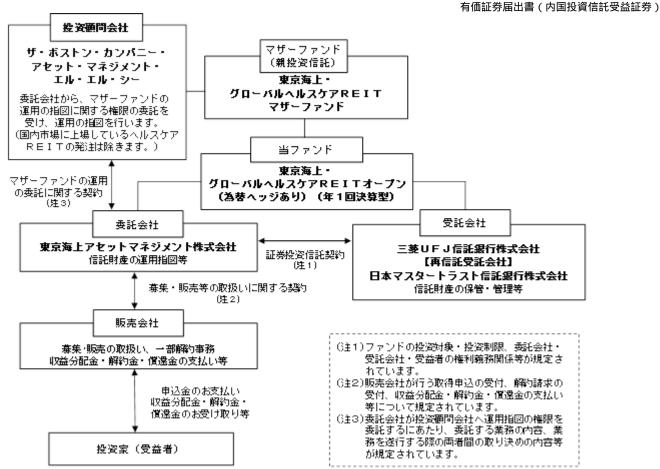


(2)【ファンドの沿革】

平成28年10月3日 関東財務局長に有価証券届出書提出 平成28年10月19日 ファンドの設定、運用開始(予定)

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円(平成28年8月末日現在)
- ・会社の沿革

昭和60年12月 東京海上グループ (現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の 社名にて資本金2億円で設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上 の委託会社としての免許取得

平成19年9月 金融商品取引業者として登録

平成26年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成28年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

・大株主の状況(平成28年8月末日現在)

<u> </u>			
株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 2 番 1 号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1.基本方針

当ファンドは、主として「東京海上・グローバルヘルスケアREITマザーファンド」受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

- 2. 運用方法
- (1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。

(2) 投資態度

主として世界(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されているヘルスケア関連の不動産投資信託証券を投資対象とするマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

実質組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減 を図ります。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<参考情報>マザーファンドの運用の基本方針、主な投資対象と投資制限(要約)

東京海上・グローバルヘルスケアREITマザーファンド

1.基本方針

信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

- 2. 運用方法
- (1) 主要投資対象

主として世界(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されているヘルスケア関連の不動産投資信託証券(以下、「ヘルスケアREIT」といいます。)に投資します。

(2)投資態度

主として世界のヘルスケアREITに投資することにより、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

運用にあたっては、流動性や配当利回り等を勘案して投資銘柄を選定します。

ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シーにヘルスケアREIT の運用の指図に関する権限を委託します。なお、国内市場に上場しているヘルスケアREITの 発注は、同社の投資判断に基づき委託会社が行います。

ヘルスケアREITの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 3. 運用制限
- (1)株式への直接投資は行いません。
- (2)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (3)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (4) 同一発行体の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

- 1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。 以下同じ。)

有価証券

金銭債権(に掲げるものに該当するものを除きます。)

約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

- 2.委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UF 」信託銀行株式会社を受託会社として締結された「東京海上・グローバルヘルスケアREITマザー ファンド」の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみな される同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - (1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - (2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)の証券の性質を有するもの
 - (3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と 社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - (4) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

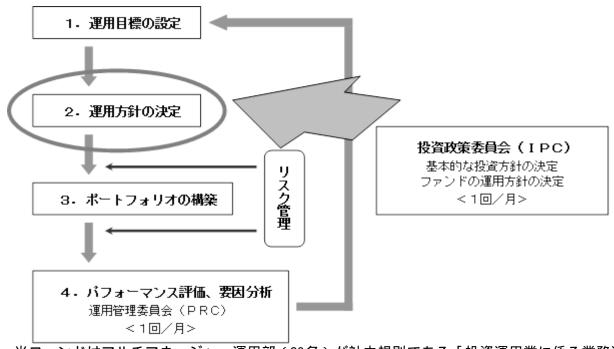
なお、上記(3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- 3.委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
- 4.上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- 5.委託会社は、マザーファンドに属する同一発行体の投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ。)

(3)【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき世界のヘルスケアREIT等に投資します。実質的な運用は、マザーファンドで行います。マザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドはマルチマネージャー運用部(20名)が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室(4名)による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会(管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加)において投資行動の評価が行われます。(リスク管理についての詳細は、「3投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください)

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会(運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加)において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

なお、当ファンドが投資対象とするマザーファンドは「ボストン・カンパニー」にヘルスケアREITの運用の指図に関する権限を委託します。国内市場に上場しているヘルスケアREITの発注は、同社の投資判断に基づき委託会社が行います。委託会社は、運用状況について随時確認できる体制を構築しています。このほか委託会社においては、同社の運用、リスク管理、コンプライアンス、バックオフィスの各機能について定期的に確認を行っています。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備 及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

(上記の体制や人員等については、平成28年9月1日現在)

(4)【分配方針】

年1回(原則として10月18日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a.配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ()諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)

- a.株式への直接投資は行いません。
- b. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c. 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- d.同一発行体の投資信託証券(マザーファンド受益証券を除く)への実質投資割合は、信託財産の純 資産総額の10%以下とします。
- 公社債の借入(約款第19条)
- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。 なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b.上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社 債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d.上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第20条)

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合 には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(約款第21条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。) の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b.上記a.の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c.信託財産の一部解約等の事由により上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第22条)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入(約款第28条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d.借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1.投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的 に受ける実質的なリスクを含みます。

当ファンドは、主に世界の金融商品取引所に上場されているヘルスケアREITなど値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

REITの価格変動リスク

REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドは原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。

金利変動リスク

REITは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また金利の上昇は、金融機関等から借入れを行っているREITの場合、その返済負担が大きくなり、REITの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、金利の上昇に伴い基準価額が下落することがあります。

信用リスク

REITは、信用状況(経営や財務状況等)が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該REITの価格が下落する場合があります。したがって、信用状況の悪化に伴い基準価額が下落することがあります。

特定の業種・銘柄への集中投資リスク

当ファンドは、ヘルスケア関連のREITに集中的に投資するため、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

また、当ファンドでは、比較的少数の銘柄に投資を行う場合があるため、より多くの銘柄に投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

ヘルスケアREIT固有のリスク

ヘルスケアREITは、一般的なREITが行う賃貸事業に留まらず、ヘルスケア関連施設運営に伴う事業リスクを施設運営者(オペレーター)と一部共有している場合があります。また、オペレーターの変更等によりサービス内容や施設利用料等が変更される可能性があり、その影響でヘルスケアREITが投資する施設の事業等が悪化した場合には、当該REITの価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った 運用が困難となることがあります。

また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト(債務不履行)、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。

さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため証券価格の変動が 大きくなることがあります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

法制度等の変更リスク

REITおよび不動産等に関する法制度(税制・建築規制等)が変更となった場合、REITの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、法制度の変更に伴い基準価額が下落することがあります。

2.その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じて世界の金融商品取引所に上場されているヘルスケアREITなどを実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れたREITの値動きやそれらのREITの発行者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって 行う責任を負担し、販売会社は販売(申込代金の預り等を含みます。)について責任を負担してお り、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3.管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

<リスク管理体制>

<担当運用部>

(ボストン・カンパニーを含みます。) 運用リスクの把握・自主管理等

監視・フィードバック

監視・フィードバック

<コンブライアンス部門>

○法令遵守に関する管理・指導

< 運用リスク管理部門 >

- ○運用ガイドライン遵守状況のチェック 等
- ○必要な基礎データの管理
- ○運用実績の評価
- ○市場リスク、信用リスクの把握・管理 等

報告

報告

<コンブライアンス委員会>

(原則月1回・随時)

コンプライアンス状況の検証・審議を行い、 コンプライアンスの推進・徹底のために有効と 考えられる各施策の立案・実施に関する決定を 行います。

<運用管理委員会>

(原則月1回・随時)

運用管理上の問題点等を審議し、 自らの投資行動の評価を通じて質の高い運用 体制の維持・向上をめざします。



<内部監査部門>

業務全般にわたる運営体制の監査

参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 該当事項はありません。

●ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
- ウファンドは設定前のため、年間騰落率を表示できません。

●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

日本株 :TOPIX(東証株價指数)(配当込み)

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の 知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは 公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

先進国株:MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。 同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する 権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンド とは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国債: NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、 NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の 国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む 一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の 問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

発行価格に3.24%(税抜3%)の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。

申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただくも のです。

分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金時(解約時)の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率 1.7172%(税抜1.59%)を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分(税抜)については以下の通りとします。

委託会社 ^{* 1}	販売会社 ^{* 2}	受託会社 ^{*3}
年率0.82%	年率0.75%	年率0.02%

- * 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
- *2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
- *3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

投資顧問会社である「ボストン・カンパニー」が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに支払うこととし、その報酬額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.49%を乗じて得た額とします。

(4)【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0108%(税抜0.01%)を乗じて得た金額(ただし、年97.2万円(税抜90万円)の1日分相当額を上限とします。)を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに 受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管等に要す る費用等(全て消費税等相当額を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁しま す。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

また、当ファンドが実質的に投資するREITについては、市場の需給等により価格形成されるため、REITの費用は表示しておりません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者たる個人または内国法人である受益者に対する課税については、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(1)は課税されません。

解約時および償還時の譲渡益(解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む) を控除した利益)は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等につい

ては、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)での取扱いも可能です。)。

なお、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離 課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲 渡益については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

平成28年1月1日以降、特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子や売却等による所得が申告分離課税(20.315%(所得税15.315%、地方税5%))の対象とされ、これらの所得間、上場株式等の譲渡所得等および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算ならびに特定公社債等の譲渡損失の金額についての繰越控除ができることとなりました。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」 (2)超過額については、15.315%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収 はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金 (特別分配金)(1)は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

- (1)「元本払戻金(特別分配金)」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、 収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場 合、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- (2)「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申 込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金(特別分配金)が支払われた際に調整されます。
- *上記は、平成28年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

5【運用状況】

当ファンドは平成28年10月19日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。したがって、下記の各項目に該当する計数は存在しません。

ファンドの運用状況については、原則として毎年10月18日を基準日として作成される有価証券報告書に記載されます。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(ご参考:親投資信託の投資状況)

平成28年8月31日現在

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

東京海上・グローバルヘルスケアREITマザーファンド

資産の種類	地域 時価合計(円) 投資比率		投資比率(%)
投資証券	アメリカ 7,175,036,		90.63
	オーストラリア	333,995,163	4.21
	イギリス	45,904,465	0.57
	ジャージー	55,055,807	0.69
	小計	7,609,992,029	96.12

コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	306,650,201	3.87
合計 (純資産総額)	7,916,642,230	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】 該当事項はありません。

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(ご参考:親投資信託の投資資産)

平成28年 8 月31日現在 投資有価証券の主要銘柄

a.主要銘柄の明細

東京海上・グローバルヘルスケアREITマザーファンド

			, y J F	帳簿価額		評価額		投資	
値	銘柄名	地域	種類	口数	単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	比率 (%)
1	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC	アメリカ	投資証券	175,027	3,438.75	601,875,132	3,756.78	657,538,598	8.30
2	NATIONAL HEALTH INVESTORS INC	アメリカ	投資証券	75,634	6,831.11	516,664,376	8,328.68	629,932,109	7.95
3	CARETRUST REIT INC	アメリカ	投資証券	403,955	1,307.67	528,243,774	1,553.89	627,701,958	7.92
4	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	81,116	6,673.68	541,342,421	7,558.96	613,153,150	7.74
5	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	168,177	3,184.13	535,498,238	3,631.93	610,808,100	7.71
6	CARE CAPITAL PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	194,380	2,740.97	532,790,679	3,103.65	603,288,342	7.62
7	UNIVERSAL HEALTH REALTY INCOME TRUST	アメリカ	投資証券	86,698	5,604.31	485,883,161	6,396.12	554,531,522	7.00
8	HCP INC	アメリカ	投資証券	132,004	3,561.28	470,104,079	4,067.35	536,907,208	6.78
9	NEW SENIOR INVESTMENT GROUP	アメリカ	投資証券	344,285	1,108.04	381,483,652	1,275.30	439,068,313	5.54
10	SABRA HEALTH CARE REIT INC	アメリカ	投資証券	150,944	2,558.76	386,230,563	2,640.37	398,548,945	5.03
11	SENIOR HOUSING PROPERTIES TRUST	アメリカ	投資証券	158,864	1,770.56	281,279,641	2,299.88	365,368,485	4.61
12	STOCKLAND	オーストラリア	投資証券	875,825	320.19	280,430,861	381.34	333,995,163	4.21
13	PHYSICIANS REALTY TRUST	アメリカ	投資証券	147,162	1,828.25	269,050,218	2,204.95	324,485,823	4.09
14	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	33,144	7,754.01	256,999,111	7,944.85	263,324,439	3.32
15	HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	アメリカ	投資証券	69,277	2,886.97	200,001,064	3,463.75	239,958,388	3.03
16	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	アメリカ	投資証券	149,627	1,331.02	199,156,828	1,572.46	235,282,951	2.97
17	LTC PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	13,948	4,765.88	66,474,552	5,387.02	75,138,263	0.94
18	TARGET HEALTHCARE REIT LTD	ジャージー	投資証券	368,093	147.21	54,188,177	149.57	55,055,807	0.69
19	ASSURA PLC	イギリス	投資証券	581,684	75.26	43,778,643	78.91	45,904,465	0.57

b. 投資有価証券の種類

東京海上・グローバルヘルスケアREITマザーファンド

-	16002 - 100 N	<u> </u>
	種類	投資比率(%)
	投資証券	96.12
	合 計	96.12

東京海上・グローバルヘルスケアREITマザーファンド 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 東京海上・グローバルヘルスケアREITマザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】 該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

<参考情報>(平成28年10月3日現在)

[基準価額・純資産の推移] 該当事項はありません。

「分配の推移]

該当事項はありません。

[主要な資産の状況] 該当事項はありません。

[年間収益率の推移]

該当事項はありません。なお、当ファンドにはベンチマークがありません。

ファンドの運用実績は、別途委託会社のホームページで開示する予定です。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- a.毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、継続申込期間においてお申込み日が以下の日のいずれ かに該当する場合には、取得のお申込みの受付を行いません。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
- b.申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。	
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。	

- c.販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d.取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては 翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。

当初自己設定:1口当たり1円

継続申込期間:取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は信託設定日(平成28年10月19日)以降、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先 (委託会社サービスデスク)

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0 1 2 0 - 7 1 2 - 0 1 6 (土日祝日・年末年始を除く 9 時~17時)

- f.申込手数料は、発行価格に3.24%(税抜3%)の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- g.上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i.定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求(解約請求)の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b.ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求について は、販売会社にお問い合わせください。
- c.解約請求による換金のお申込みは、信託設定日(平成28年10月19日)以降、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
- d.解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e.解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込み は翌営業日受付としてお取扱いします。
- f.解約時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。 信託財産留保額はありません。
- g.解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに 問い合わせることにより知ることができます。
- h.解約にかかる手数料はありません。
- i.解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から、お支払いします。
- j.委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k.信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- 1.受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、 当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a.基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額(純資産総額を計算日における受益権総口数で除した 金額)をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
 - < 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法		
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。		

c.基準価額は、信託設定日(平成28年10月19日)以降、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、平成28年10月19日から平成37年10月17日までとします。ただし、後記「(5)その他信託の終了(繰上償還)」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年10月19日から翌年10月18日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のと きはその翌営業日()を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。 ()法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- a.委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委 託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g.上記f.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益 者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判 所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社 を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできな いものとします。
- i.委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b.委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f.上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g.上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

委託会社と投資顧問会社との契約の期間は、当事者の別段の意思表示がない限り、原則として、マザーファンドの信託期間終了日までとします。

運用報告書

- a.毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ (http://www.tokiomarineam.co.jp/) に掲載します。
- c.上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合は、交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.tokiomarineam.co.jp/)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5 営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としま

す。)にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの運用は、信託設定後、平成28年10月19日から開始する予定であり、当ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

当ファンドの会計監査は、PwCあらた有限責任監査法人が行います。監査証明を受けたファンドの財務 諸表は、原則として毎年10月18日を基準日として作成される有価証券報告書に記載されます。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

(ご参考:親投資信託の現況)

東京海上・グローバルヘルスケアREITマザーファンド

平成28年8月31日現在

種類	金額	
資産総額	7,938,203,919 円	
負債総額	21,561,689 円	
純資産総額(-)	7,916,642,230 円	
発行済数量	7,022,896,424 🏻	
1 単位当たり純資産額(/)	1.1273 円	

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の 規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機 関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を 表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発 行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式 受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 1.名義書換 該当事項はありません。
- 2. 受益者に対する特典 特典はありません。
- 3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。
- 4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほ か、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

平成28年8月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を 委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本 方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っ ています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成28年8月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託(親投資信託を除きます。)は次の通りです。

	本数	純資産総額(百万円)
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	166	1,920,383
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	3	15,552
合計	169	1,935,936

3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、PWCあらた監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、 PwCあらた監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

	第20世	(単位:千円) 第31期
	第30期 (平成27年 3 月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
資産の部	(1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	()
~····································		
現金・預金	11,141,499	6,701,500
前払費用	138,645	154,914
未収委託者報酬	1,838,877	1,571,495
未収収益	2,613,524	2,099,418
未収入金	144,239	166,601
操延税金資産	178,975	173,700
森延代並員座 1年内回収予定の敷金	170,973	315,033
	7 242	
その他の流動資産	7,312	12,650
流動資産計	16,063,074	11,195,315
固定資産		
有形固定資産	* 1 125,305	* 1 74,211
建物	56,587	2,187
器具備品	68,717	72,024
無形固定資産	3,475	5,254
電話加入権	3,144	3,144
ソフトウエア仮勘定	330	2,110
投資その他の資産	766,343	2,366,401
投資有価証券	35,337	43,76
関係会社株式	254,342	1,669,990
その他の関係会社有価証券	31,200	31,200
長期前払費用	11,425	9,018
敷金	315,033	450,152
その他長期差入保証金	-	10,852
繰延税金資産	119,005	151,427
固定資産計	895,124	2,445,867
資産合計	16,958,198	13,641,183
負債の部		
流動負債		
預り金	35,761	39,072
未払金	1,882,737	* 2 2,119,086
未払手数料	641,688	592,624
その他未払金	1,241,048	1,526,461
未払費用	226,407	147,843
未払消費税等	381,984	93,340
未払法人税等	777,000	736,000
前受収益	121,685	3,021
賞与引当金	189,738	196,236
その他の流動負債	1,080	100,200
流動負債計		3,334,601
	3,616,395	3,334,001
固定負債		
退職給付引当金	179,872	197,784
役員退職慰労引当金	18,220	21,270
固定負債計	198,092	219,054
負債合計	3,814,487	3,553,655
純資産の部		
株主資本	13,138,296	10,085,959
資本金	2,000,000	2,000,000
利益剰余金	11,138,296	8,085,959
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	10,638,296	7,585,959
その他利益剰赤金 繰越利益剰余金	10,638,296	7,585,958
評価・換算差額等	5,414	1,567
その他有価証券評価差額金	5,414	1,56

純資産合計	13,143,710	10,087,527
負債・純資産合計	16,958,198	13,641,183

(2)【損益計算書】

(2)【识皿印开首】				(単位:千円)
	(自 至	第30期 平成26年 4 月 1 日 平成27年 3 月31日)	(自 至	第31期 平成27年 4 月 1 日 平成28年 3 月31日)
営業収益				MZ20 + 37301
委託者報酬		9,360,564		9,967,549
運用受託報酬		8,312,953		8,310,269
投資助言報酬		54,626		90,084
その他営業収益		2,156		1,114
営業収益計		17,730,301		18,369,017
営業費用		,,		,,
支払手数料		3,990,900		4,535,693
広告宣伝費		120,842		160,685
公告費		533		150
調査費		5,028,540		5,212,764
調査費		1,359,014		1,906,774
一四五点 委託調査費		3,669,525		3,305,989
委託計算費 委託計算費		79,315		116,997
安元可异員 営業雑経費		158,665		202,379
通信費		28,778		30,626
印刷費				
		100,532		143,441
協会費		17,727		17,642
諸会費		5,136		4,682
図書費		6,491		5,986
営業費用計		9,378,797		10,228,671
一般管理費				
給料		2,415,481		2,468,628
役員報酬		76,933		57,936
給料・手当		1,680,443		1,761,103
賞与		658,104		649,589
交際費		8,098		21,912
寄付金		1,064		-
旅費交通費		86,899		97,774
租税公課		48,943		68,294
不動産賃借料		258,391		258,391
役員退職慰労引当金繰入		3,170		3,050
退職給付費用		70,058		86,602
賞与引当金繰入		189,738		196,236
固定資産減価償却費		95,208		98,697
法定福利費		407,477		419,863
福利厚生費		6,193		7,908
諸経費		389,985		416,706
一般管理費計		3,980,710		4,144,067
営業利益		4,370,792		3,996,279
営業外収益				
受取利息		1,803		1,844
受取配当金		* 1 227,154		* 1 145,859
匿名組合投資利益		11,498		* 1 164,645
雑益		14,179		13,905
営業外収益計		254,634		326,255
営業外費用		201,001		525,266
為替差損		-		13,297
海自左頂 雑損		82,709		19,880
^{推頂} 営業外費用計				
		82,709		33,178
経常利益		4,542,717		4,289,355

特別利益		
資産除去債務戻入益	34,769	
特別利益計	34,769	-
特別損失		
器具備品除却損	912	-
特別損失計	912	-
税引前当期純利益	4,576,574	4,289,355
法人税、住民税及び事業税	1,551,017	1,425,847
法人税等調整額	33,368	25,250
法人税等合計	1,584,385	1,400,596
当期純利益	2,992,189	2,888,759

(3)【株主資本等変動計算書】

第30期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
			利益剰余金		
	資本金	刊兴淮供令	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
		利益準備金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	500,000	8,450,867	8,950,867	10,950,867
当期変動額					
剰余金の配当			804,759	804,759	804,759
当期純利益			2,992,189	2,992,189	2,992,189
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	2,187,429	2,187,429	2,187,429
当期末残高	2,000,000	500,000	10,638,296	11,138,296	13,138,296

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	1,809	1,809	10,952,676
当期変動額			
剰余金の配当			804,759
当期純利益			2,992,189
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,604	3,604	3,604
当期変動額合計	3,604	3,604	2,191,034
当期末残高	5,414	5,414	13,143,710

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本		
	利益剰余金			
資本金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
		繰越利益 剰余金		

				1311111111	
当期首残高	2,000,000	500,000	10,638,296	11,138,296	13,138,296
当期変動額					
剰余金の配当			5,941,096	5,941,096	5,941,096
当期純利益			2,888,759	2,888,759	2,888,759
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	1	3,052,336	3,052,336	3,052,336
当期末残高	2,000,000	500,000	7,585,959	8,085,959	10,085,959

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	5,414	5,414	13,143,710
当期変動額			
剰余金の配当			5,941,096
当期純利益			2,888,759
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,846	3,846	3,846
当期変動額合計	3,846	3,846	3,056,183
当期末残高	1,567	1,567	10,087,527

注記事項

重要な会計方針

第31期 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産

定率法

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 長期前払費用

定額法

- 3. 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

(PAILE THE PAIL TO THE PAIL TO THE PAIR T				
第30期 平成27年 3 月31日現在		第31期 平成28年 3 月31日現在		
*1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。		* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。		
建物 器具備品	170,125千円 476,137千円	建物 器具備品	226,926千円 496,441千円	
* 2 . 関係会社に対する主な資産・負債		* 2 . 関係会社に対する おりであります。	主な資産・負債は次のと	
当事業年度において、関係会の合計額が負債及び純資産の65を超えており、その金額は8ります。	計額の100分の	関係会社に対する未	払金 732,363千円	

(損益計算書関係)

<u>(</u> 换鱼可异音例除 <i>)</i>	
第30期 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日	第31期 自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日
* 1.関係会社との主な取引高は次のとおりであります。	* 1.関係会社との主な取引高は次のとおりで あります。
関係会社からの受取配当金 226,798千円	関係会社からの受取配当金 142,429千円 関係会社からの匿名組合契約
当事業年度において、関係会社に対する営業 費用及び一般管理費の合計額が営業費用及び	
一般管理費の合計額の100分の20を超えており、その金額は3,400,300千円であります。	当事業年度において、関係会社に対する営業 費用及び一般管理費の合計額が営業費用及び
	一般管理費の合計額の100分の20を超えており、その金額は3,142,828千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第30期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	平成26年4月1日 現在	増加	減少	平成27年 3 月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成26年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額

804,759千円 21,012円

(ロ) 1株当たり配当額

(八) 基準日 平成26年 3 月31日 (二) 効力発生日 平成26年 6 月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成27年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額939,116千円(口)配当の原資利益剰余金(八) 1株当たり配当額24,520円(二)基準日平成27年3月31日(ホ)効力発生日平成27年6月30日

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	平成27年4月1日 現在	増加	減少	平成28年 3 月31日 現在
普通株式	38,300	1	-	38,300

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成27年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額939,116千円(口) 1株当たり配当額24,520円(八)基準日平成27年3月31日(二)効力発生日平成27年6月30日

平成27年11月24日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額5,001,980千円(口) 1株当たり配当額130,600円(八) 効力発生日平成27年11月30日

- (注)基準日は設定しておりません。配当の効力発生日時点の株主へ配当を実施しております。
- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成28年6月28日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。
 - ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額791,278千円(口) 配当の原資繰越利益剰余金(八) 1株当たり配当額20,660円(二) 基準日平成28年3月31日(ホ) 効力発生日平成28年6月28日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

 並同時のののに対する手法	
第30期	第31期
自 平成26年4月1日	自 平成27年4月1日
至 平成27年 3 月31日	至 平成28年 3 月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、 資産運用リスクを極力最小限に留めることを 基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんど1年以内 の支払期日であり、流動性リスクに晒されて おります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク

> 未収収益については、管理部門において取引 先ごとに期日及び残高を把握することで、回 収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク

未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。

投資有価証券については、管理部門において 定期的に時価を把握する体制としておりま す。

流動性リスク

当社は、日々資金残高管理を行っており流動 性リスクを管理しております。 (1) 金融商品に対する取組方針 同左

(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左

市場リスク同左

流動性リスク 同左

2.金融商品の時価等に関する事項

第30期(平成27年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	11,141,499	11,141,499	
(2)未収委託者報酬	1,838,877	1,838,877	_
	· ' ' '	· · ·	-
(3)未収収益	2,613,524	2,613,524	-
(4)未収入金	144,239	144,239	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	35,337	35,337	-
(6)敷金	315,033	315,033	-
(7)預り金	(35,761)	(35,761)	-
(8)未払金	(1,882,737)	(1,882,737)	-
(9)未払費用	(226,407)	(226, 407)	-
(10)未払消費税等	(381,984)	(381,984)	-
(11)未払法人税等	(777,000)	(777,000)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

第31期(平成28年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません((注2)参照)。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券) (単位:千円)

			(+12.111)
	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	6,701,500	6,701,500	-
(2)未収委託者報酬	1,571,495	1,571,495	-
(3)未収収益	2,099,418	2,099,418	-
(4)未収入金	166,601	166,601	-
(5) 1 年内回収予定の敷金	315,033	315,033	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	43,761	43,761	-
(7)預り金	(39,072)	(39,072)	-
(8)未払金	(2,119,086)	(2,119,086)	-
(9)未払費用	(147,843)	(147,843)	-
(10)未払消費税等	(93,340)	(93,340)	-
(11)未払法人税等	(736,000)	(736,000)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券	及びデリバティブ取引に関する事項
第30期	第31期
平成27年 3 月31日現在	平成28年 3 月31日現在
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(7) 預り金、(8) 未払金、(9) 未払費用並びに(10) 未払消費税等及び(11) 未払法人税等	
これらは短期間で決済されるため、時価は帳 簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっております。	
(5) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計 方針」の「1.有価証券の評価基準及び評価 方法」に記載しております。	(6) 投資有価証券 同左
(6) 敷金 時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該 帳簿価額によっております。	

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 「 第20期 |

第30期		第31期		
平成27年 3	月31日現在	平成28年 3	月31日現在	
キャッシュ・フローを見	めて困難と認められるた	時 キャッシュ・フローを見積ること等ができ		
	(単位:千円)		(単位:千円)	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
子会社株式	221,595	子会社株式	1,637,243	
関連会社株式	32,747	関連会社株式	32,747	
その他の関係会社	31,200	その他の関係会社	31,200	
有価証券		有価証券		
		敷金	450,152	
		その他長期差入保証金	10,852	

(注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第30期	第31期
平成27年 3 月31日現在	平成28年 3 月31日現在
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。	

(注4)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 第30期(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

				(+4.113)
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
預金	11,141,470	-	-	-
未収委託者報酬	1,838,877	-	-	-
未収収益	2,613,524	-	-	-
未収入金	144,239	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があ	-	1,000	4,903	-
るもの				
敷金	-	315,033	-	-
合計	15,738,111	316,033	4,903	-

第31期(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

				(+12 + 113 /
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
預金	6,701,448	-	-	-
未収委託者報酬	1,571,495	-	-	-
未収収益	2,099,418	-	-	-
未収入金	166,601	-	-	-
1年内回収予定の敷金	315,033	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があ	-	17,460	3,952	-
るもの				
合計	10,853,997	17,460	3,952	-

(有価証券関係)

第30期	第31期
平成27年 3 月31日現在	平成28年 3 月31日現在
1 . 子会社株式及び関連会社株式並びにその他	1 . 子会社株式及び関連会社株式並びにその他
の関係会社有価証券	の関係会社有価証券
子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。	子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,637,243千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。
2 . その他有価証券 (単位:千円)	2 . その他有価証券 (単位:千円)

	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	貸借対照 表計上額が 取得原価を			
	超えるもの 証券投資 信託	33,921	25,426	8,495
	貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないも			
	の 証券投資 信託	1,415	1,908	492
1	合計	35,337	27,335	8,002

		日叫毗刀	田山首(四田
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資			
証分投員 信託	26,436	21,324	5,111
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないも の			
証券投資 信託	17,324	20,176	2,851
合計	43,761	41,501	2,259

- 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。
- 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 同左

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用 しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末

		第30期	第31期			
	自	平成26年4月1日	自	平成27年4月1日		
	至	平成27年3月31日	至	平成28年3月31日		
退職給付引当金の期首残高		141,238千円		179,872千円		
退職給付費用		51,674千円		33,702千円		
退職給付の支払額		13,040千円		15,789千円		
制度への拠出額		-		-		
		179,872千円		197,784千円		

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第30期	第31期
	平成27年3月31日現在	平成28年3月31日現在
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	179,872千円	197,784千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	179,872千円	197,784千円
退職給付引当金	179,872千円	197,784千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	179,872千円	197,784千円

(3) 退職給付費用

~ I=V///				
		第30期		第31期
	自	平成26年4月1日	自	平成27年4月1日
	至	平成27年3月31日	至	平成28年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用		51,674千円		33,702千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第30期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 41,147千円、第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)43,203千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

・ 派を抗並負性及び派を抗並負債の光工の工るが四州の下部						
	第30期 第31期					
	(平成27年3月31日現在)	(平成28年3月31日現在)				
繰延税金資産						
役員退職慰労引当金	5,892千円	6,512千円				
退職給付引当金	58,170千円	60,561千円				
未払金	1,846千円	2,992千円				
賞与引当金	62,803千円	60,558千円				
未払法定福利費	8,288千円	7,858千円				
未払事業所税	2,781千円	2,632千円				
未払事業税	54,175千円	45,510千円				
未払調査費	43,152千円	45,270千円				
減価償却超過額	57,530千円	85,044千円				
未払確定拠出年金	1,155千円	1,112千円				

		· 有価証券届出書(内国投	資信託受益証券)
未払費用	4,771千円	7,764千円	
繰延税金資産小計	300,569千円	325,819千円	
評価性引当額	-	-	
繰延税金資産合計	300,569千円	325,819千円	
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	2,587千円	691千円	
繰延税金負債合計	2,587千円	691千円	
繰延税金資産の純額	297,981千円	325,127千円	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の 内訳

第30期	第31期
(平成27年 3 月31日現在)	(平成28年 3 月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は15,504千円減少し、法人税等調整額が15,541千円、その他有価証券評価差額金が37千円、それぞれ増加しております。

(セグメント情報等)

<u>(セクメント情報寺)</u>	
第30期 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日	第31期 自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日
[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に 定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設 定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金 融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っ ております。また「金融商品取引法」に定める投 資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれ らの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セ	[セグメント情報] 同左
グメントとしております。従いまして、開示対象 となるセグメントはありませんので、記載を省略 しております。	

東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が 損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記 載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の 営業収益の90%を超えるため、記載を省略し ております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算 書の営業収益の10%以上を占める相手先がない ため、記載を省略しております。

[関連情報]

- 製品及びサービスごとの情報 同左
- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益 同左
- (2) 有形固定資産 同左

3. 主要な顧客ごとの情報 同左

(関連当事者情報)

第30期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)		
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET	英国・	GBP	金融商品	(所有)	運用の 再委任	委託 調査費 の支払	壬 委託	再委任 委託	1,849,352	未払金	376,465
	MANAGEMENT LIMITED	ロンドン	300千	取引業	直接50%	役員の 派遣		1,049,332	未払費用	36,012		

- (注)*取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
 - *取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報
- (1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場) 東京海上日動火災保険株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 重要な関連会社はありません。

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	101,994,694	損害保険業	(被所有) 直接100%	投資信託 の取扱	投資信託 に係る事 務代行手 数料の 支払	587,292	土 + / 干 米 - **/	162,226
						役員の 兼任			未払手数料	

(注)*取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

(2) 粉奶品代提出公正公丁公正次0例是公正公										
種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT INTERNATIONAL PTE.LTD.	シンガポール・ シンガポール	SGD 17,400∓	投資運用業投資助言業	(/// 13/	投資助言 の受入	増資の引受	1,415,648	_	_
了 女 社						役員の 兼任				
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	ASSET 英国・ EMENT ロンドン	•	投資運用業投資助言業	(/// 13/	運用の 再委任	委託 調査費 の支払	1,250,497	未払金	255,308
以在公江						役員の 派遣			未払費用	4,855

- (注)*取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
 - *取引金額には、消費税等は含まれておりません。
 - *増資の引き受けは、子会社が行った増資を引き受けたものであります。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報
- (1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場) 東京海上日動火災保険株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)	
	第30期 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日
1株当たり純資産額	343,177円83銭
1株当たり当期純利益 金額	78,125円04銭

^{*}取引金額には、消費税等は含まれておりません。

東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純利益 2,992,189千円 普通株主に帰属しない金額 -

普通株式に係る当期純利益期中平均株式数2,992,189千円38,300株

第31期 (自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日)

1株当たり純資産額 263,381円91銭

1株当たり当期純利益金額 75,424円51銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載 しておりません。

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

貸借対照表の純資産の部の合計額 10,087,527千円 純資産の部の合計額から控除する金額 -

普通株式に係る当期末の純資産額 10,087,527千円 1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数 38,300株

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益金額 2,888,759千円

普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る当期純利益金額 2,888,759千円 普通株式の期中平均株式数 38,300株

(追加情報)

[共通支配下の取引等]

当社は、関係当局の許認可等を前提に平成28年10月1日(予定)を合併の効力発生日として東京海上不動 産投資顧問株式会社と合併契約を平成28年3月9日に締結いたしました。

1. 取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称東京海上不動産投資顧問株式会社

事業の内容不動産を対象とした投資運用業、投資助言業等

(2) 企業結合日

平成28年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

東京海上アセットマネジメント株式会社を吸収合併存続会社、東京海上不動産投資顧問株式会社を 吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

東京海上アセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合の目的

東京海上グループのアセットマネジメント会社である2社を統合することでのシナジー効果を追求いたします。具体的には、商品のラインアップを拡大することで多様なニーズを有する投資家への訴求力を高めること、コーポレート部門の統合による効率化と機能強化を図ることを目的として行うものであります。

EDINET提出書類 東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2. 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用 財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

・資本金の額 324,279百万円(平成28年3月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報:再信託受託会社の概要>

・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額 10,000百万円(平成28年3月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

1 / = =							
名称	資本金の額()	事業の内容					
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。					

() 平成28年3月末日現在。

(3) 投資顧問会社

・名称 ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー

・資本金の額 1,664百万米ドル(平成28年3月末日現在)

・事業の内容 投資運用業務を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本 マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

投資顧問会社は、委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【その他】

- 1.目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、委託会社の名称、ファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- 2.目論見書の表紙に委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- 3.請求目論見書に当ファンドの約款を添付します。
- 4.目論見書の別称として「投資信託説明書(目論見書)」、「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用することがあります。
- 5.目論見書は電子媒体として使用されたり、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月8日

東京海上アセットマネジメント株式会社 取締役会御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 荒川 進

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成28年10月1日を合併の効力発生日として東京海上不動産投資顧問株式会社と合併契約を平成28年3月9日に締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

到宝朗侈

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。